

奈良県告示第二百三十三号

次の私道の廃止は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十五条第一項の規定による禁止又は制限をする必要がないと認めた。

令和元年九月三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 廃止の場所（令和元年七月三日現在の地番による。）
磯城郡田原本町大字三笠一二五番三（里道含む。）
- 二 申請者氏名 積和不動産関西株式会社 代表取締役 北田康
- 三 申請者住所 大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号
- 四 道路の幅員 九・二〇メートル
- 五 道路の延長 三一・二〇メートル
- 六 廃止年月日 令和元年八月二十七日
- 七 廃止番号 建第R一―一号